

執権政治の確立 ※東国武士団の主体的政権の成立

執権北条

1 義時 1205~24 ※出家後、「徳宗」と号する→北条家の嫡流を「2 得宗 (家)」と呼ぶ慣例ができる

3 泰時 1224~42 義時の子 ※最初の六波羅探題

(a) 4 合議制の整備 ←慣例の制度化

- ・ 5 連署 設置[1224]…執権の補佐 北条一門の有力者から(初代: 6 時房)
 - ・ 7 評定衆 設置[1225]…有力御家人・実務官僚から 十数名
- 執権と共に、8 評定(所)で政務・裁判を合議決定

(b) 武家法の編纂…9 貞永式目 (10 御成敗式目)の制定[11 1232]…12 5 1 ヶ条

☆13 泰時消息文…弟重時(六波羅探題)への手紙 式目制定の趣旨を説明

武家社会の「14 道理」(慣習・道徳)と頼朝以来の「15 先例」(右大将家之例)

背景に訴訟の増大(特に承久の乱以降)

適用 16 武家法…御家人社会(御家人相互など)のみ→徐々に拡張

↔ 17 公家法(朝廷の支配、律令法の流れ)、18 本所法(荘園領主の支配)

内容 19 所領・訴訟関係が中心 (律令に比べて)平易な内容・表現

<例> 20 二十か年年紀法、21 女性の相続権、22 女人養子など 独特の規定も

追加 23 式目追加…単行法令の総称 →『新編追加』(追加法令集)

☆武家の根本法典として後世まで影響

<例> 室町幕府の根本法典 戦国大名の分国法の基礎、寺子屋の教科書

(c) その他 24 九条頼経、正式に4代将軍に[1226]…25 摂家将軍(26 藤原将軍)

幕府の移転(大倉御所→宇都宮辻子御所) 鎌倉番役の整備

朝比奈切通あさひなきりどおし(7つ目の27 切通し)を開削…六浦津むつらのつ(鎌倉の外港)

や武蔵国金沢と結ぶ

つね
28 経時

1242~46 泰時の孫 将軍を交替 九条頼経→子の²⁹九条(藤原)頼嗣へ

☆京では四条天皇が急死(12歳)→後嵯峨天皇即位(土御門上皇の子)…幕府(北条氏)と連携

30 時頼

1246~56 経時の弟

(a) 北条氏の覇権確立

①³¹名越光時の乱[1246]…前将軍³²頼経の擁立をはかる →頼経は京へ追放、光時は伊豆配流

↓
……義時の孫 名越家は北条の分家

②³³宝治合戦 [1247]…³⁴三浦泰村一族滅亡 →北条に対抗できる御家人はいなくなる

③³⁵宗尊親王 (³⁶後嵯峨の皇子)を将軍に[1252] …³⁷皇族将軍 (³⁸宮将軍、³⁹親王将軍)

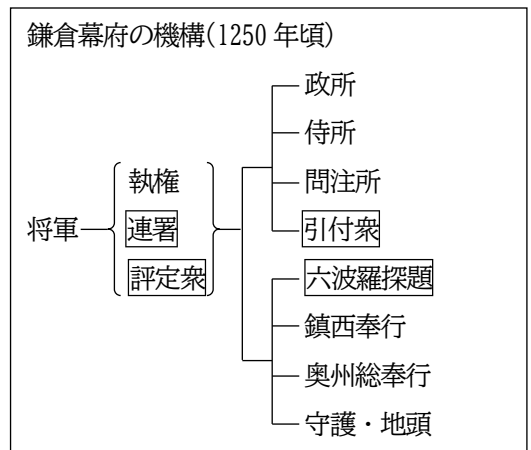
→以後、^{これやす}惟康親王、久明親王、守邦親王と続く →北条氏(特に得宗)の権限が強大に

(b) ⁴⁰引付 設置[1249]…訴訟制度の整備 訴訟の迅速化・公正化

構成：三番編成 ⁴¹頭人(評定衆が兼任)と⁴²引付衆

職掌：評定衆の補助機関(書面審査、判決原案の作成など) 御家人の所領訴訟を専門に扱う

※当時の裁判…原告の訴状と被告の反論(陳状)を3回くり返した(三問三答)後で直接に対する



正誤問題練習 <大学入試センター2012年日本試験>

X 御成敗式目は、頼朝以来の先例や、当時の武士たちの間で重視されていた道理にもとづいて制定された。○

Y 御成敗式目は、律令や公家法を否定すべきものとして制定された。

執権政治の確立 ※東国武士団の主体的政権の成立

執権北条

1 義時 1205~24 ※出家後、「徳宗」と号する→北条家の嫡流を「2 _____ (家)」と呼ぶ慣例ができる

3 _____ 1224~42 義時の子 ※最初の六波羅探題

(a) 4 合議制の整備 ←慣例の制度化

・ 5 _____ 設置[1224]…執権の補佐 北条一門の有力者から(初代: 6 _____)

・ 7 _____ 設置[1225]…有力御家人・実務官僚から 十数名

→ 執権と共に、8 評定(所)で政務・裁判を合議決定

(b) 武家法の編纂…9 _____ (10 _____)の制定[11 1232]…12 5 1 ヶ条

☆13 泰時消息文^{しょうそく}…弟重時(六波羅探題)への手紙 式目制定の趣旨を説明

武家社会の「14 _____」(慣習・道徳)と頼朝以来の「15 _____」(右大将家之例)

背景に訴訟の増大(特に承久の乱以降)

適用 16 武家法…御家人社会(御家人相互など)のみ→徐々に拡張

↔ 17 公家法(朝廷の支配、律令法の流れ)、18 本所法(荘園領主の支配)

内容 19 所領・訴訟関係が中心 (律令に比べて)平易な内容・表現

<例> 20 二十か年年紀法、21 女性の相続権、22 女人養子など 独特の規定も

追加 23 式目追加…単行法令の総称 → 『新編追加』(追加法令集)

☆武家の根本法典として後世まで影響

<例> 室町幕府の根本法典 戦国大名の分国法の基礎、寺子屋の教科書

(c) その他 24 九条頼経、正式に4代将軍に[1226]…25 摂家将軍(26 藤原将軍)

幕府の移転(大倉御所→宇都宮辻子御所) 鎌倉番役の整備

朝比奈切通あさひなきりどおし(7つ目の27 切通し)を開削…六浦津むつらのつ(鎌倉の外港)や武蔵国金沢と結ぶ

つね
28 経時

1242～46 泰時の孫 将軍を交替 九条頼経→子の²⁹九条(藤原) _____ へ

☆京では四条天皇が急死(12歳)→後嵯峨天皇即位(土御門上皇の子)…幕府(北条氏)と連携

30 _____

1246～56 経時の弟

(a) 北条氏の覇権確立

①³¹名越^{なごえ}光時の乱[1246]…前将軍³²頼経の擁立をはかる →頼経は京へ追放、光時は伊豆配流

↓
……義時の孫 名越家は北条の分家

②³³ _____ [1247]…³⁴ _____ 一族滅亡 →北条に対抗できる御家人はいなくなる

③³⁵ _____ (³⁶後嵯峨の皇子)を将軍に[1252] …³⁷皇族将軍 (³⁸宮将軍、³⁹親王将軍)

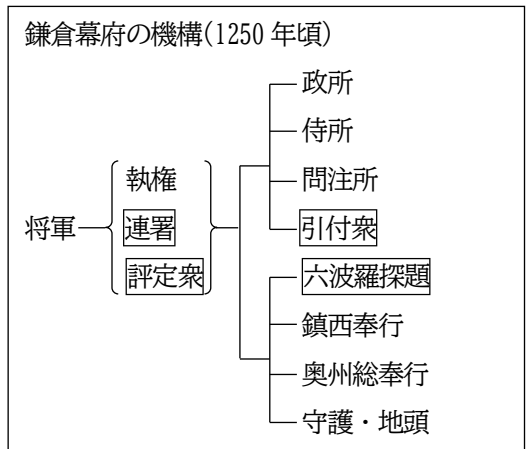
→以後、^{これやす}惟康親王、久明親王、守邦親王と続く →北条氏(特に得宗)の権限が強大に

(b) ⁴⁰ _____ 設置[1249]…訴訟制度の整備 訴訟の迅速化・公正化

構成：三番編成 ⁴¹頭人(評定衆が兼任)と⁴²引付衆

職掌：評定衆の補助機関(書面審査、判決原案の作成など) 御家人の所領訴訟を専門に扱う

※当時の裁判…原告の訴状と被告の反論(陳状)を3回くり返した(三問三答)後で直接に対する



正誤問題練習 <大学入試センター2012年日本試験>

X 御成敗式目は、頼朝以来の先例や、当時の武士たちの間で重視されていた道理にもとづいて制定された。

Y 御成敗式目は、律令や公家法を否定すべきものとして制定された。